

24日機輸通投第140号

平成24年8月27日

組合員各位

日本機械輸出組合
専務理事 倉持 治彦

米国・EU・中国・インド・日本の独禁法（競争法）実務対応セミナー

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当組合活動にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年、世界の主要国・地域の独禁法（以下、競争法）を巡る執行強化や厳罰化が進む中、日本企業においては競争法制度に関する最新の動向を把握しながら、適切な予防策や対応策を講じる必要があります。

そこで、当組合では、世界十指に入るグローバルな競争法チームを擁する White & Case LLP と共催でセミナーを開催し、米国・EU・中国・インド・日本の競争法・競争政策の最新動向、カルテル規制・リニエンシー制度や企業結合規制への対応策、コンプライアンス・プログラム作成上の留意点などについて、企業実務の観点から予防策や対応策について解説する予定です。なお、解説にあたっては、これらの国・地域で事業を行う日本の製造業者が直面する仮定のケース・スタディー（添付参照）に基づいて問題解決の理解を深めたいと思います。

つきましては、ぜひこの機会をご利用いただき、ご参加下さいますようご案内申し上げます。

敬具

記

日 時：平成24年 9月13日（木）13時30分～17時（開場13時10分）

場 所：機械振興会館6階 会議室6D-1・6D-2（定員80名）

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8（詳しくは以下のURL参照）

<http://www.jspmi.or.jp/kaigishitsu/access.html>

講演内容：

米国・EU・中国・インド・日本の競争法・競争政策の最新動向、ケース・スタディー研究に基づくカルテル規制・リニエンシー制度および企業結合規制に関する予防策や対応策など（同時通訳付）。講演スケジュールは、別添プログラムをご参照ください。

講師：

White & Case LLP

米国ワシントンDC オフィス パートナー クリストファー・カラン 氏
米国ニューヨークオフィス パートナー マイケル・ギャラガー 氏
ベルギー ブリュッセルオフィス パートナー ジャクリーン・マクレナン 氏
ベルギー ブリュッセルオフィス パートナー アクセル・シュルツ 氏
シンガポールオフィス パートナー ウィリアム・カーシュナー 氏
中国 北京オフィス カウンセル パトリック・マ 氏
東京オフィス パートナー 洞雞 敏夫 氏
東京オフィス アドバイザー 田村 次朗 氏
東京オフィス シニア・カウンセラー アーサー・ミッチェル 氏

参加費：無料(組合員限定)

お申込み方法：セミナー参加ご希望の方は、9月11日(火)までに当組合ホームページ
(<http://www.jmcti.org/jmchomepage/semminar/index.htm>)からお申し込み下さい。

なお、定員になり次第、締め切りを繰り上げる場合がございます。

キャンセル方法：9月11日(火)までに下記事務局までご連絡願います。

受講券の発行はございません。

セミナー当日は、受付にお名刺をお渡しくださるようお願いいたします。

以上

ご不明な点がございましたら、下記事務局までご連絡下さい。

日本機械輸出組合 通商・投資グループ くらもと 庫元、長岡

Tel 03-3431-9348、Fax 03-3436-6455、<mailto:tohshi@jmcti.or.jp>

Agenda (プログラム)

Thursday, September 13, 2012

1:30 – 1:35	Open Remarks	開会のご挨拶
1:35 – 3:00	Merger Control (Presentation and Case Study)	企業結合規制 (プレゼンテーション及び事例研究)
	<ul style="list-style-type: none"> - US - EU - Japan - China - India 	<ul style="list-style-type: none"> - 米国 - 欧州 - 日本 - 中国 - インド
3:00 – 3:10	Break	休憩
3:10 – 4:35	Cartel Enforcement/Leniency (Presentation and Case Study)	カルテル規制・リニエンスー制度 (プレゼンテーション及び事例研究)
	<ul style="list-style-type: none"> - US - EU - Japan - China 	<ul style="list-style-type: none"> - 米国 - 欧州 - 日本 - 中国
4:35 – 4:55	Q&A	質疑応答
4:55 – 5:00	Closing Remarks	閉会のご挨拶

ケース・スタディー

事務局注：本事例は、仮定のケース・スタディーとしてセミナー時に使用いたします。

背景

A社は日本のギア製造業者である。A社は日本、中国及びインドの各工場で小型・中型・大型のギアを製造しており、欧州及び米国を含め、世界中に多数の子会社を保有している。また、A社はマレーシアを拠点とする合弁事業（「本合弁事業」）にも参加しており、本合弁事業では特大型ギアの製造及び販売を行っている。A社は本合弁事業の30%の株式を保有し、本合弁事業の従業員の1/3及び取締役の1/3の人員を提供しており、本合弁事業の事業計画に対する拒否権を持っている。

A社は、小型ギア及び中型ギアを中国、ドイツ、インド、日本及び米国の買主に直接販売している。大型ギアについては、A社はこれらの国での直接販売を行っていないが、外国の買主らが小型ギア及び中型ギアを組み合わせ独自に大型ギアを製造し、中国、ドイツ、インド、日本及び米国において販売している。本合弁事業は特大型ギアを中国、欧州、日本及び米国において直接販売している。

A社の法域別製品販売

法域 / 製品	小型ギア	中型ギア	大型ギア	特大型ギア
中国	販売（直接）	販売（直接）	販売（間接）	販売（合弁事業）
欧州				
インド				
日本				
米国				

合併の事例

A社はドイツのギア製造業者であるB社の買収に関心を持っていた。B社は、小型・中型・大型・特大型のギアを製造するハンブルグに拠点を置く会社であり、ドイツ及びインドに工場がある。B社は4種のギアすべてを中国、ドイツ、インド、日本及び米国で販売しており、更にその他多数の国で販売している。中型ギアは、石炭や石油等の戦略的資源の採取に使用される機械の部品になっている。

A社の法務部は、交渉開始前に、競争法・独占禁止法上の問題について検討する必要があると考えている。A社法務部は、合併の閾値、マーケットシェア、市場の画定及びプロジェクトのタイムラインが問題となり得る事項であると認識した上で、他にも十分に検討すべき問題が存在する可能性もあると考えていた。

カルテル/リニエンスーの事例

- (1) 定期的な内部監査において、A社は、自社の従業員が競合他社との間で小型ギアの国際価格について合意（価格協定）をしていた証拠を発見した。
- (2) 欧州にあるA社の主要な子会社は、欧州委員会から「Request for Information (RFI)」を受領し、A社及びA社の競合他社間で行われた小型ギアについての特定の会議に関する情報提供を求められた。これらの会議に関する調査をする中で、以下の証拠を発見した。
 - A) A社の営業担当者がこれまでに小型ギア国際価格の合意（価格協定）を行ってきた明確な証拠、及び中型ギアについて競合他社と価格情報を共有していた可能性を示唆する証拠
 - B) 大型ギア及び特大型ギアについて価格協定を行っていた明確な証拠
- (3) 米国にあるA社の子会社は、米国司法省から召喚状（subpoena）を受領し、小型ギアに関する文書の提出を求められた。このための文書収集及び内部調査により、同社の営業担当者が小型ギアに加え中型ギアについても国際価格の合意（価格協定）を行っていた証拠が発見された。
- (4) 小型ギアに関する文書の搜索のため、A社施設において、欧州委員会、日本の公正取引委員会及び米国連邦捜査局（FBI）による立入検査が行われた。社内の内部調査では、小型ギア及び中型ギア双方について、問題となり得る行為があったことが発覚していた。